

# 佐倉市緑の基本計画

## 【現状と課題編】

令和4年11月

## 目次

1. 佐倉市のみどりの現状と課題 .....	3
<b>1.1</b> 佐倉市の自然条件・社会条件 .....	3
(1) 位置・概況 .....	3
(2) 地形・地質 .....	4
(3) 自然環境・植生 .....	7
(4) 土地利用 .....	9
(5) 気象 .....	13
(6) 人口・世帯 .....	14
(7) 市街地開発事業 .....	18
<b>1.2</b> 佐倉市のみどりの概要 .....	19
(1) 本市を形成する特徴的なみどり .....	19
(2) 緑被 .....	21
(3) 公園・緑地 .....	23

# 1. 佐倉市のみどりの現状と課題

## 1.1 佐倉市の自然条件・社会条件

### (1) 位置・概況

佐倉市は、千葉県北部、下総台地の中央部に位置し、都心から約 40km、成田国際空港から約 15km、千葉市から約 15km の距離にあります。

面積は約 104 km<sup>2</sup>で、印旛沼の南に広がる台地、傾斜地からなっており、その間を鹿島川や高崎川、小竹川などが流れ、北部の印旛沼に注いでいます。西部は首都圏のベッドタウン、東部・南部は農村地帯が広がる中に工業団地が立地し、緑豊かな自然と都市の利便性をともに享受できるまちです。

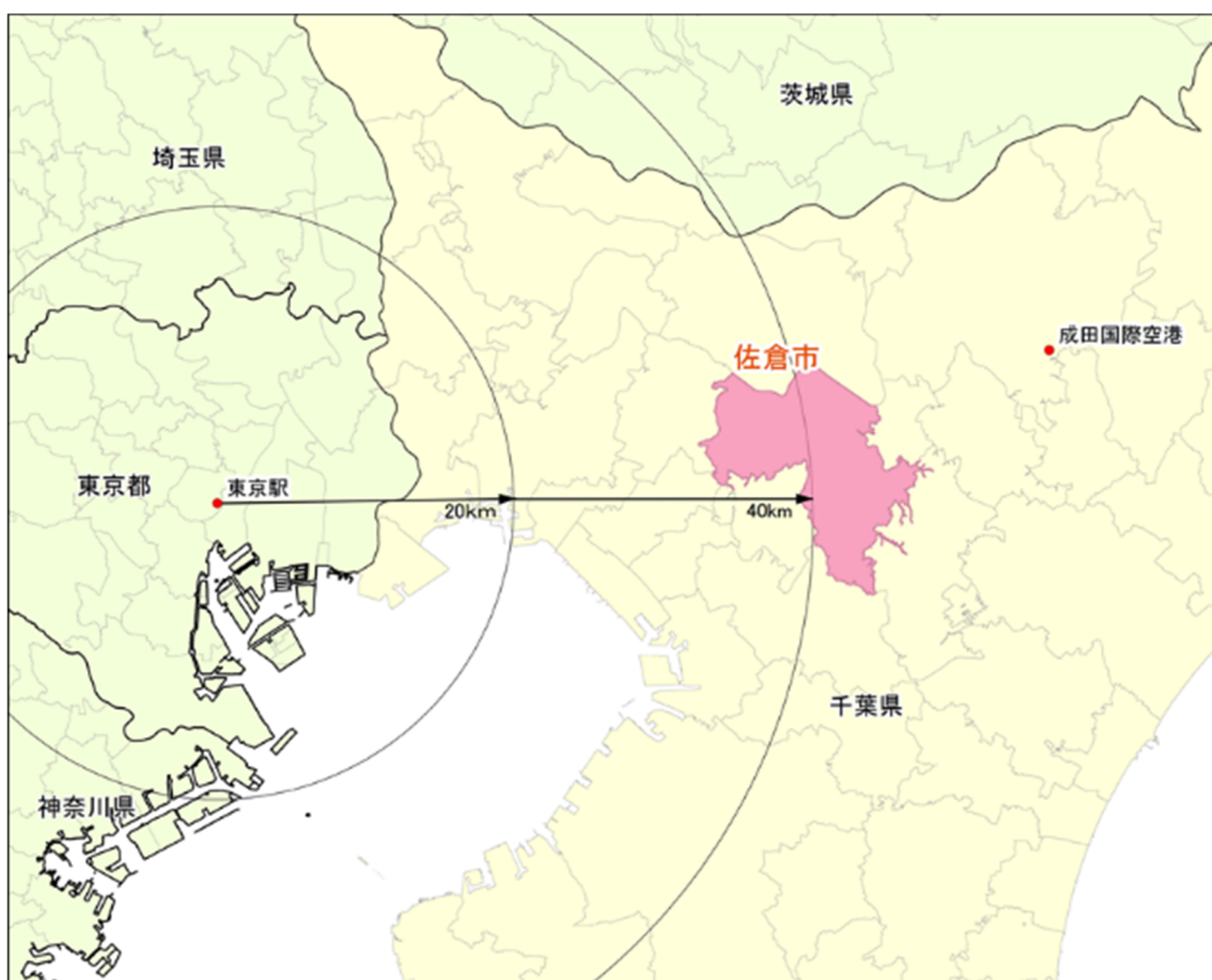


図 位置図

## (2) 地形・地質

佐倉市の地形は、標高 30～35m の下総台地と印旛沼低地で構成されており、台地は北から南へ向かうほど徐々に高くなっています。水系は、北部に位置する一級河川の印旛沼の西部調節池（西印旛沼）をはじめ、鹿島川・高崎川・手繰川・小竹川・勝田川、準用河川の上手繰川・上小竹川・佐倉川・南部川・井野川が流れ、その多くが印旛沼に注いでいます。台地面は小河川や水路あるいは降雨などの浸食によって削られ、大小の谷地（谷津）が複雑に形成されています。また、北部の印旛沼沿岸と鹿島川・高崎川流域には、谷地よりも広く平坦な氾濫低地が分布しています。これらの河川は、下総台地の湧水を水源としており、台地の裾や谷津周辺には多くの湧水地が認められます。

地質についても、台地と低地で大きく区分されます。台地面は、下総層群のひとつである成田層の上部に関東ローム層が堆積しています。低地部の成田層を覆う沖積層は、縄文海進時のおぼれ谷に約 1 万年前から近代までの間にかけて、泥や砂が堆積して形成されています。台地部の洪積層に比べ、低地部の表層地盤である沖積層は、固結度が小さく、極めて軟弱なシルト層や軟弱な砂層が分布し、腐食物を含むこともあります。

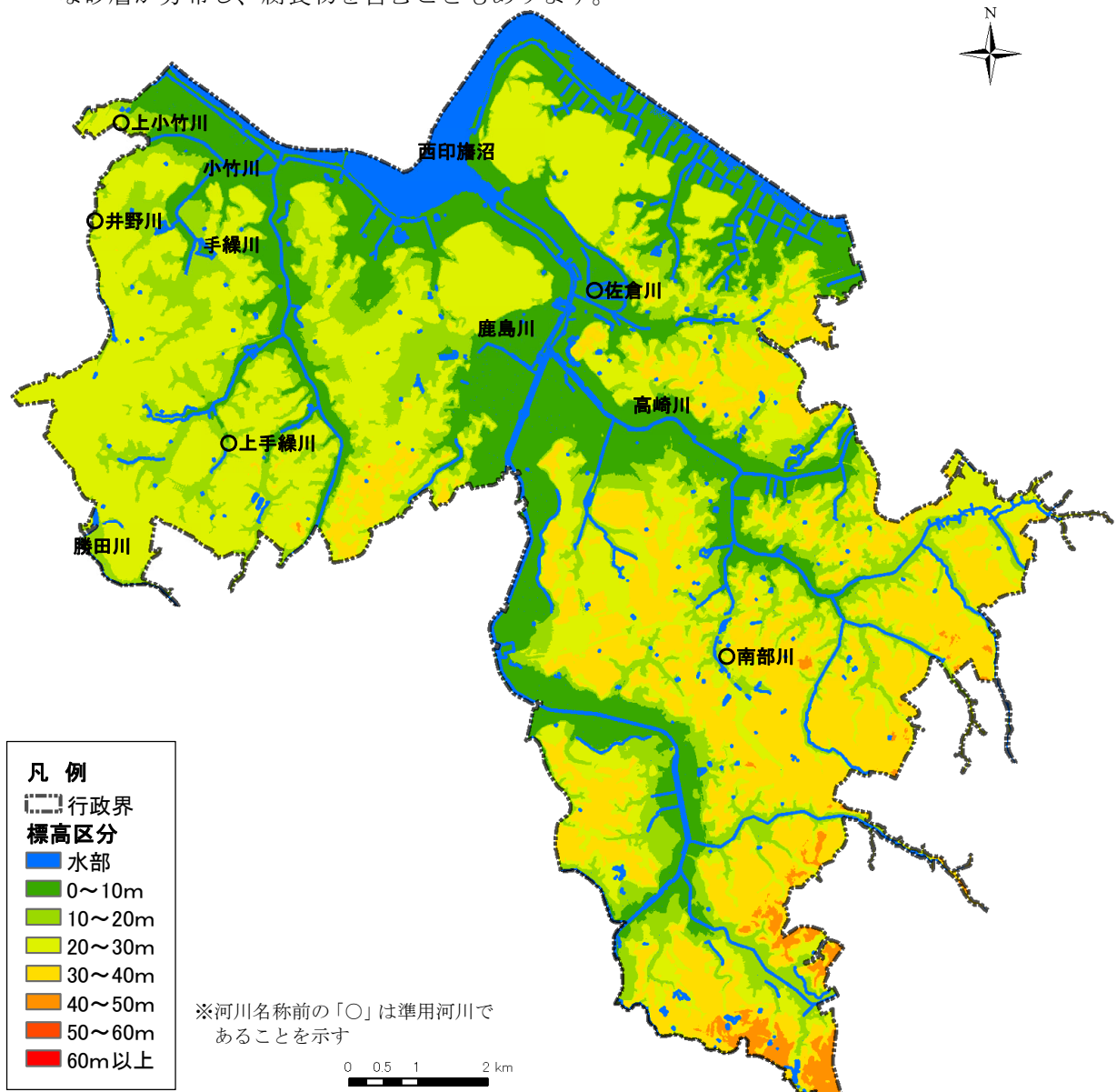


図 標高区分図

出典：国土地理院 基盤地図情報 数値標高モデル

佐倉市内の一級河川は千葉県で管理しています。なお、佐倉市で二級河川に指定されている河川はありません。

#### 佐倉市の一級河川一覧

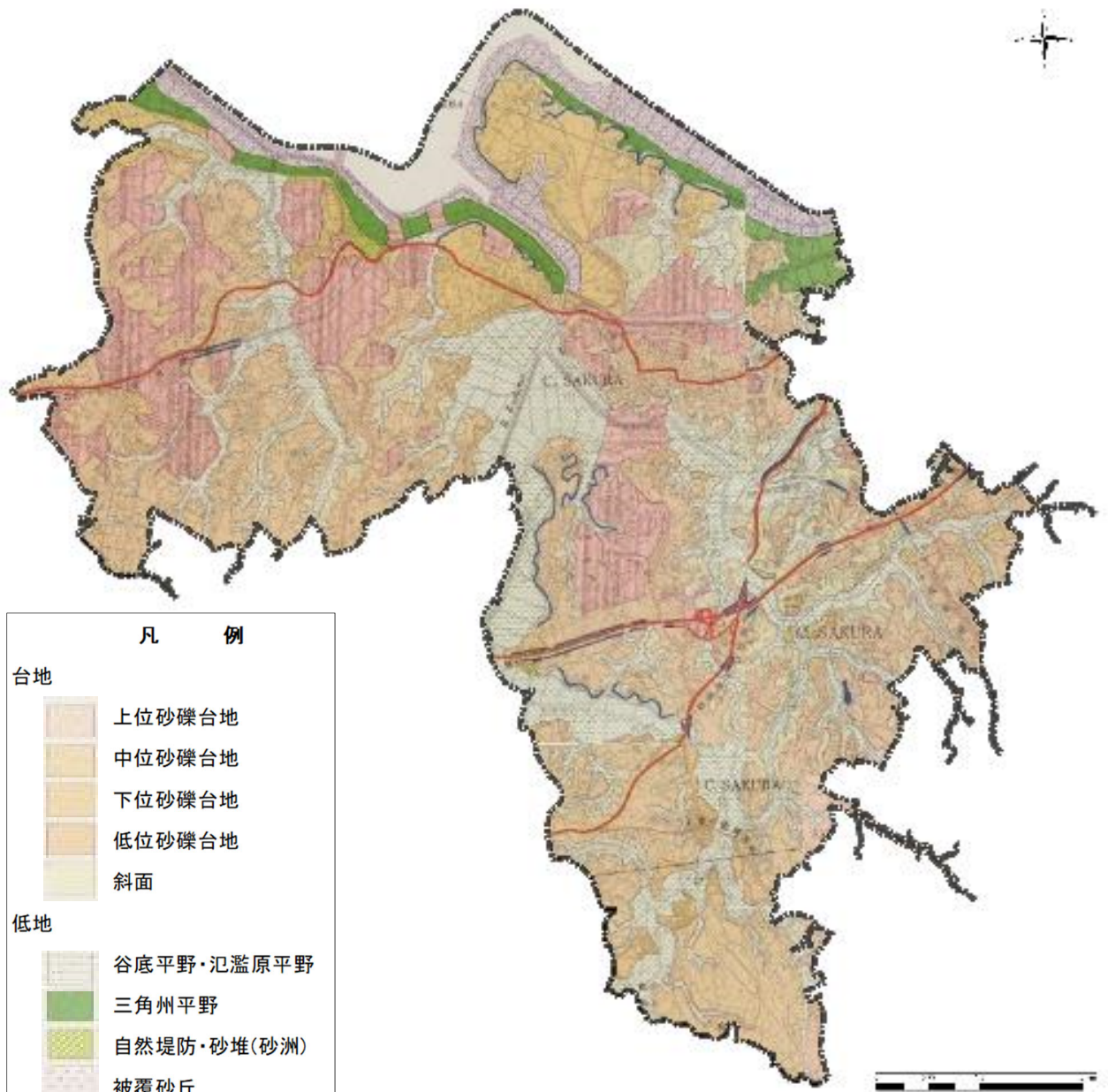
河川名	水系名	指定延長 (キロメートル)	流域面積 (平方キロメートル)	区域
鹿島川	利根川	18.91	250.40	千葉市若葉区下泉町～西印旛沼
高崎川	利根川	6.07	86.70	酒々井町馬橋～鹿島川
手繰川	利根川	2.77	30.07	京成軌道～西印旛沼
小竹川	利根川	0.72	11.20	佐倉市青菅・小竹～手繰川
勝田川	利根川	3.59	20.24	千葉市花見川区宇那谷町～ 印旛放水路
西印旛沼	利根川	-	541.00	全面

佐倉市内の準用河川は佐倉市で管理しています。

#### 佐倉市の準用河川一覧

河川名	水系名	指定延長 (キロメートル)	流域面積 (平方キロメートル)	区域
上手繰川	利根川	3.45	10.00	佐倉市畔田～京成軌道
上小竹川	利根川	1.32	7.30	佐倉市青菅・先崎～井野川
佐倉川	利根川	1.23	3.50	佐倉市宮前3丁目～鹿島川
南部川	利根川	3.10	3.30	佐倉市神門・宮本～高崎川
井野川	利根川	0.27	3.70	佐倉市青菅～小竹川

出典：佐倉市ホームページ



凡 例	
台地	
	上位砂礫台地
	中位砂礫台地
	下位砂礫台地
	低位砂礫台地
	斜面
低地	
	谷底平野・氾濫原平野
	三角州平野
	自然堤防・砂堆(砂洲)
	被覆砂丘
人工地形	
	切土・盛土地(改変地)
	盛土地
	干拓地
	旧水面埋立地
丘陵地	
	丘陵地(Ⅱ)
その他	
	人工崖
	急崖
	分水界
	地形界
	国道
	主要地方道

図 地形分類図

出典：国土交通省土地分類基本調査「佐倉」(昭和 55(1980)年調査)  
「千葉」(昭和 54(1979)年調査)  
「成田」(昭和 57(1982)年調査)  
「東金・木戸」(昭和 52(1977)年調査)

### (3) 自然環境・植生

自然植生としての森林植生は、スダジイ林(ヤブコウジースダジイ群集)およびシラカシ林(シラカシ群集)が台地や丘陵地の肩部や斜面に残されています。

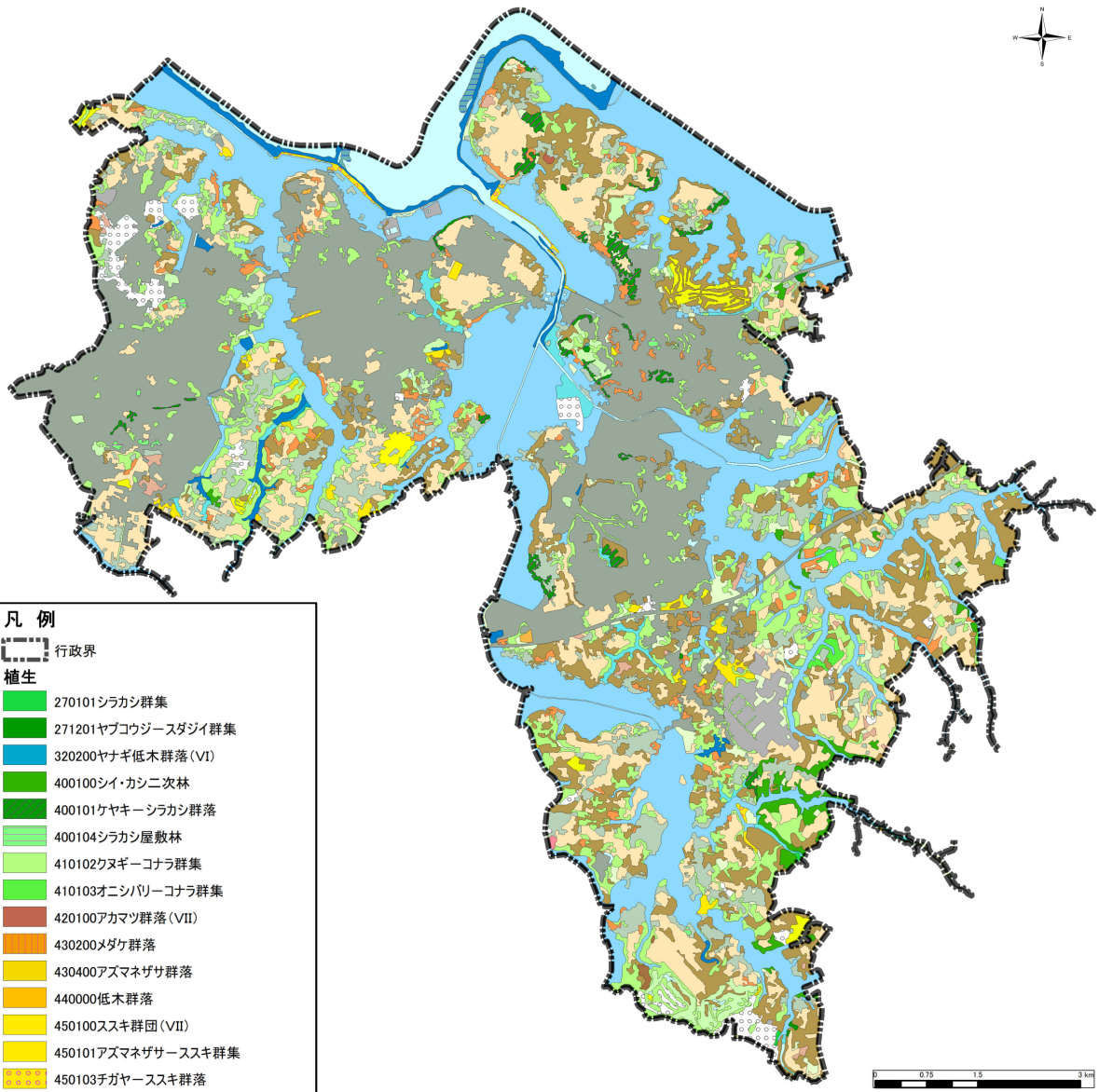
斜面緑地の下部にはクヌギ、ヤマグワやヌルデなどの低木の群落、斜面から台地上にかけてはコナラ、イヌシデ、クヌギなどの落葉広葉樹林、台地上にはスギ・ヒノキ植林やシイ・カシの照葉樹林、エノキ・ケヤキなどの高木があります。これらの樹木は地盤を安定させるとともに、人々の生活の中で利用され、地域の人々との関わりの中で維持・継承されてきました。

しかし、近年では生活様式の変化、居住者の高齢化などにより、適切な維持・管理が困難な場合もあり、かつては里山の低層部にあった竹林が斜面を覆うように増殖している状況もみられます。

また、かつて市内には広い地域にマツ林(アカマツ-クロマツ植林)が見られましたが、松枯れ病などの影響で、現在は、ほとんど見られなくなりました。

草本植物を主体とする植生は、自然植生としてオニビシ群落、トウビシ群落などの浮葉植物群落、ガマ群落、ヨシ群落、マコモ群落等の抽水植物群落、ナガエツルノゲイトウ群落、ハンゲシヨウ群落、オギ群落等の湿地植生が印旛沼や河口付近に残されています。しかしながら、自生種であるガガブタ、ヒシの群集が消失しており、その一方で帰化植物であるオニビシの急激な増加が認められています。

また、神社等にみられた自然植生および自然に近い植生も、近年では開発のために姿を消していたり、荒れたりしているところが目立ってきています。



**凡例**

行政界

植生

270101	シラカン群集
271201	ヤブコウジースダジイ群集
320200	ヤナギ低木群落(VI)
400100	シイ・カシ二次林
400101	ケヤキ・シラカン群落
400104	シラカン屋敷林
410102	クスノギ・コナラ群集
410103	オニシバリーコナラ群集
420100	アカマツ群落(VII)
430200	メダケ群落
430400	アズマネザサ群落
440000	低木群落
450100	ススキ群(VII)
450101	アズマネザサ・ススキ群集
450103	チガヤ・ススキ群落
460000	伐採跡地群落(VII)
470400	ヨシクラス
470600	ヒルムシロクラス
470602	外来水草群落
540100	スギ・ヒノキ・サワラ植林
541000	その他植林
550000	竹林
560100	ゴルフ場・芝地
560200	牧草地
570100	路傍・空地雑草群落
570101	放棄畑雑草群落
570200	果樹園
570300	畑雑草群落
570400	水田雑草群落
570500	放棄水田雑草群落
580100	市街地
580101	緑の多い住宅地
580200	残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
580300	工場地帯
580400	造成地
580600	開放水域
580700	自然裸地
580800	残存・植栽樹群地

図 植生図

出典：環境省自然環境局生物多様性センター 植生調査 GIS データより作成

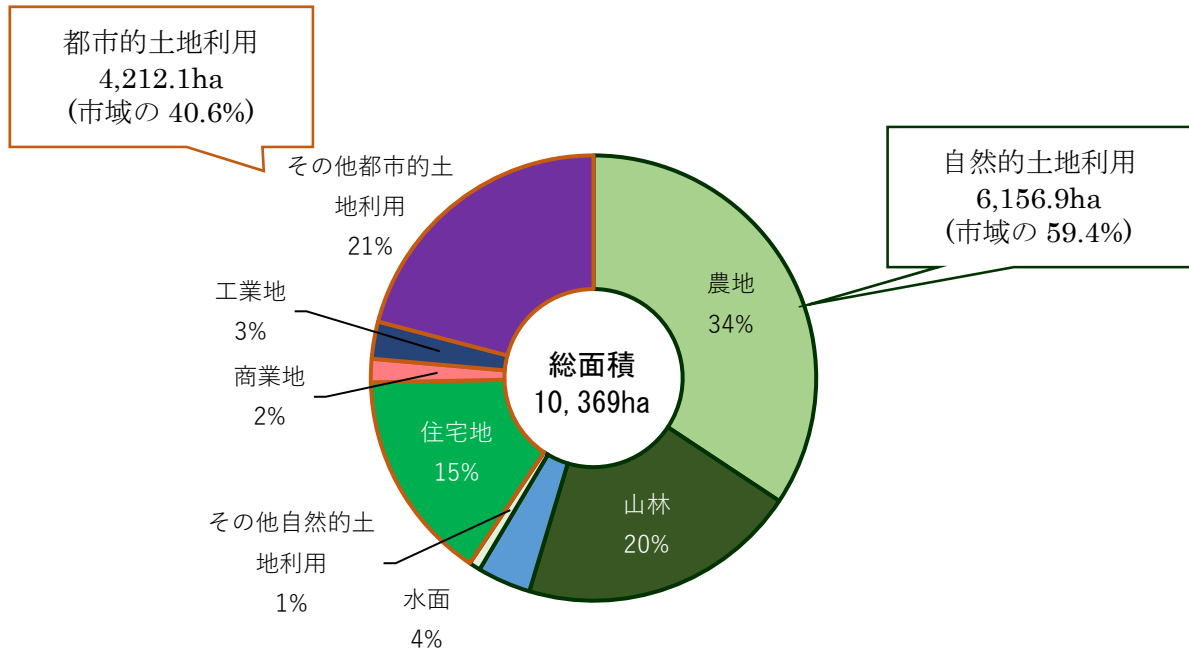


#### (4) 土地利用

##### 市全体の土地利用状況

市全体の土地利用の状況を見ると、農地が最も多く全体の 34%となっています。次いで、その他都市的土地利用の 21%、山林の 20%などが多くなっています。

また、農地、山林、水面等の「自然的土地利用」が 6,156.9ha で市域の 59.4%を占めており、工業、商業、住宅等の「都市的土地利用」が 4,212.1ha で市域の 40.6%となっています。



出典：第 11 回都市計画基礎調査【佐倉市】(令和 3 年度)

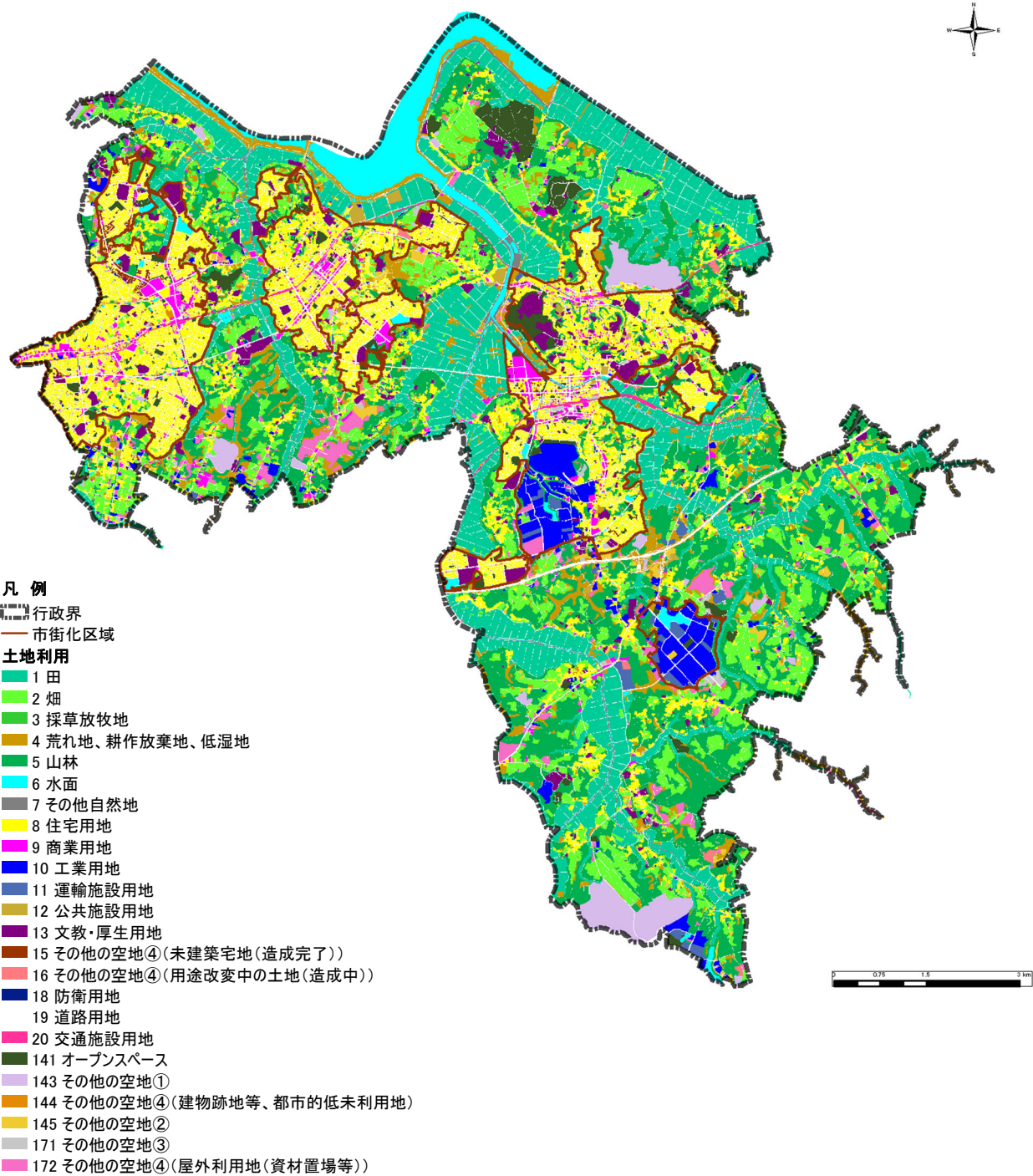


図 土地利用現況図

出典：第11回都市計画基礎調査【佐倉市】(令和3年度)

## 地域別の状況

### <地域区分の考え方>

本計画における地域区分は、「佐倉市都市マスタープラン」を踏襲し、以下の4地域区分で整理することとします。

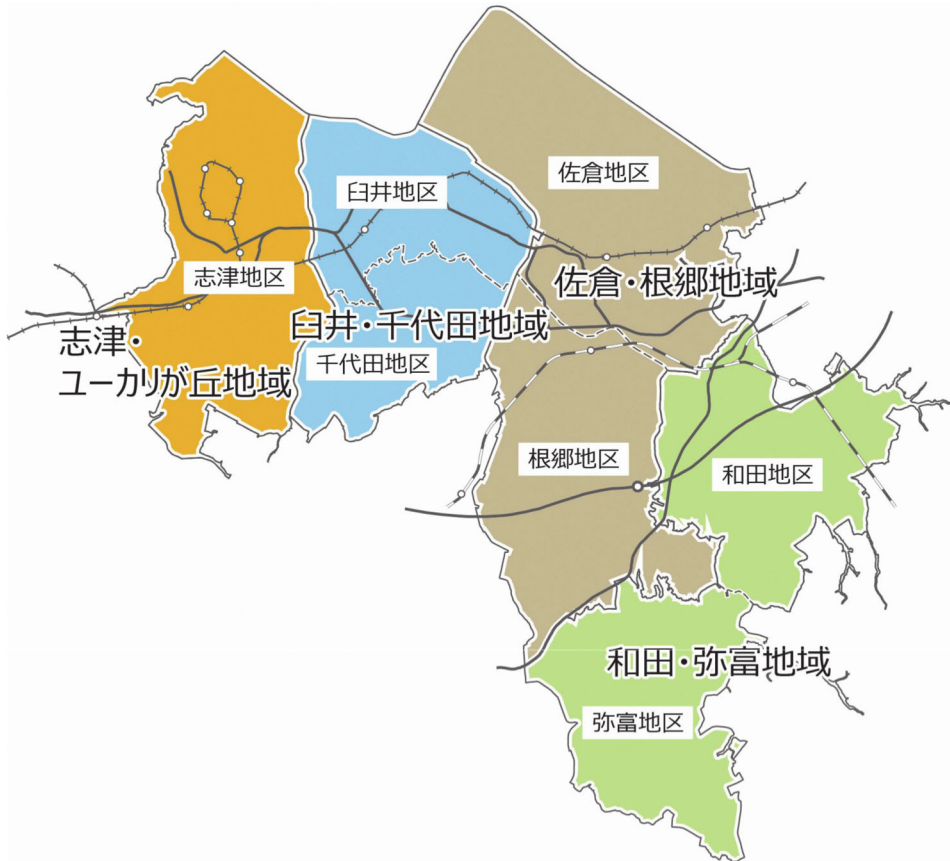


図 地域区分図

出典：佐倉市都市マスタープラン（令和3年5月）

地域別の土地利用を見ると、和田・弥富地域が最も自然的土地利用の割合が多く、また、自然的土地利用の中でも山林の割合が4地域で最も多く、地域に元々あったみどりが多く残っている地域であるといえます。

次いで佐倉・根郷地域が自然的土地利用の割合が多くなっています。

一方、志津・ユーカーリが丘地域は最も都市的土地利用の割合が多く、都市化が進んでいることがわかります。

自然的土地利用	2267.7ha	61.2%
都市的土地利用	1438.6ha	38.8%

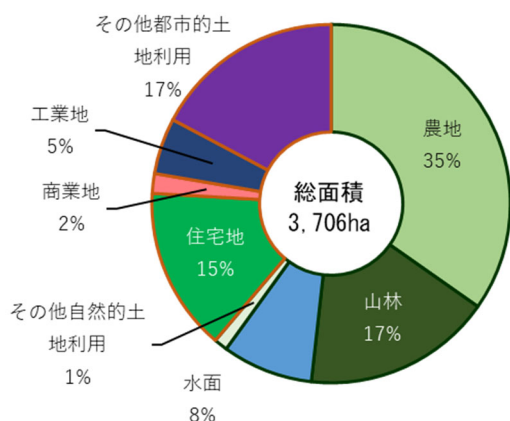


図 土地利用割合 (佐倉・根郷地域)

自然的土地利用	838.2ha	57.2%
都市的土地利用	634.5ha	43.3%

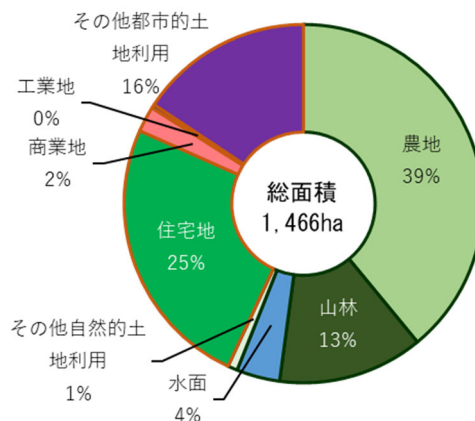


図 土地利用割合 (臼井・千代田地域)

自然的土地利用	866.1ha	44.6%
都市的土地利用	1015.7ha	52.3%

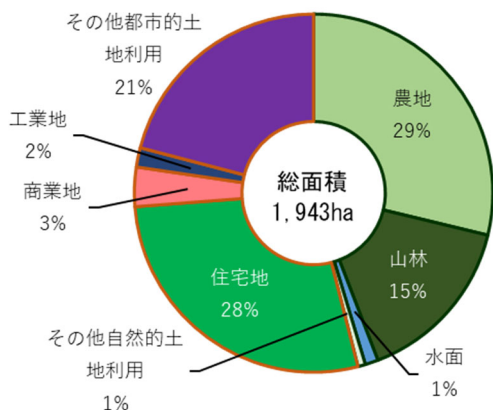


図 土地利用割合 (志津・ユーカーリが丘地域)

自然的土地利用	2184.9ha	67.1%
都市的土地利用	1008.5ha	31.0%

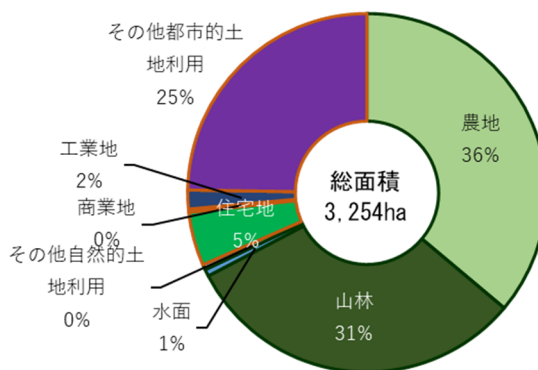


図 土地利用割合 (和田・弥富地域)

## (5) 気象

年間の平均気温は 15℃前後で、年間を通して比較的温暖な気候に恵まれていますが、太平洋側気候（海洋性気候）に属する県内においては、内陸部に位置し比較的寒さの厳しい地域です。筑波風（おろし）の影響を受けると1月の最低気温は時には-5℃から-8℃前後まで下がることもあります。

令和3年のデータをみると、年間降水量は 1,743.5mm で、8月の降水量が 355mmと年間の20.4%を占めています。年間の平均気温は 15.5℃、月間平均気温の最高は8月の 26.8℃、最低は1月の 3.4℃となっています。年間日照時間は 2,150.6 時間で4月が 234.2 時間で最も多く、9月が 119.2 時間で最も少なくなっています。

表 気象概況（令和3年）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計 (平均)
降水量(mm)	41.5	63.0	136.5	114.5	95.0	110.0	303.5	355.0	90.0	188.0	95.0	151.5	1,743.5
平均気温(℃)	3.4	6.9	11.5	13.8	19.2	22.0	25.1	26.8	21.6	17.1	12.1	6.2	15.5
風速(m/s)	2.0	2.1	2.5	3.0	3.0	2.3	2.0	2.8	2.7	2.6	1.8	2.2	2.4
日照時間(時間)	166.7	213.5	166.8	234.2	164.6	149.7	171.7	186.8	119.2	165.1	203.7	208.6	2,150.6

出典：千葉管区気象台

## (6) 人口・世帯

### 人口・世帯の推移

佐倉市の総人口の推移を国勢調査の人口で見ると、平成27年の172,739人をピークに、減少に転じ、令和2年の総人口は168,743人となっています。

年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口の割合が減少しているのに対して、老年人口の割合は増加しており、令和2年では年少人口が18,605人(11.0%)、生産年齢人口が94,870人(56.2%)、老年人口が55,268人(32.8%)となっています。平成12年の構成比と比較すると、年少人口が3.3ポイント減少し、老年人口が20.1ポイント増加し、少子高齢化の進行がうかがえます。

世帯数をみると、増加傾向が続いており、令和2年は70,279世帯、世帯人員2.4人/世帯となっています。平成12年と比べると世帯人員が3.0人/世帯から2.4人/世帯に減少しています。

表 男女別・年齢3区分別人口の推移

		0～14歳	15～64歳	65歳以上	総人口
平成12年	男(人)	12,522	61,906	9,568	84,088
	女(人)	11,923	62,809	12,059	86,846
	計(人)	24,445	124,715	21,627	170,934
	構成比	14.3	73.0	12.7	100.0
平成17年	男(人)	11,413	58,982	13,530	84,050
	女(人)	10,725	60,809	15,608	87,196
	計(人)	22,138	119,791	29,138	171,246
	構成比	12.9	70.0	17.0	100.0
平成22年	男(人)	11,031	55,220	17,991	84,246
	女(人)	10,423	57,003	20,507	87,937
	計(人)	21,454	112,223	38,498	172,183
	構成比	12.5	65.2	22.4	100.0
平成27年	男(人)	10,643	50,795	22,996	84,434
	女(人)	9,869	51,861	26,575	88,305
	計(人)	20,512	102,656	49,571	172,739
	構成比	11.9	59.4	28.7	100.0
令和2年	男(人)	9,621	47,550	25,250	82,421
	女(人)	8,984	47,320	30,018	86,322
	計(人)	18,605	94,870	55,268	168,743
	構成比	11.0	56.2	32.8	100.0

注) 総人口には、平成12年に147人、平成17年に179人、平成22年に8人の年齢不詳を含む。

表 世帯数・世帯人員の推移

年度	世帯数	増減率(%)	世帯人員(人/世帯)
平成12年	57,805	—	3.0
平成17年	60,916	5.4	2.8
平成22年	65,035	6.8	2.6
平成27年	68,696	5.6	2.5
令和2年	70,279	2.3	2.4

出典:国勢調査 各年

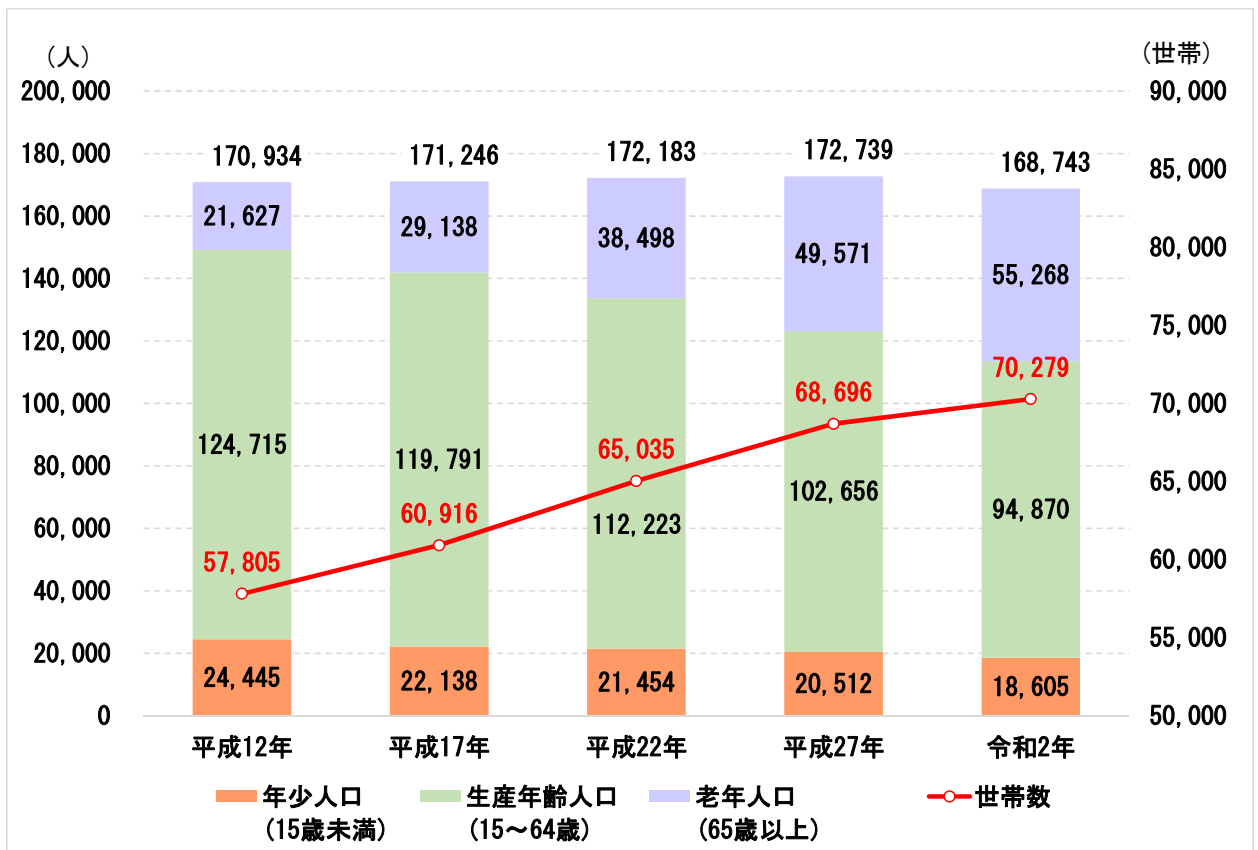


図 人口・世帯の推移

出典：国勢調査 各年

## 地域別人口

地域別の人口をみると、志津・ユーカーが丘地域は、最も人口が多く(76,368人)、高齢化率が低く(30.2%)、人口密度も高く(39.3人/ha)都市化が進んでいる地域であることがわかります。また、将来的な人口も最も多く人口が維持されていく(変化率-2.4%)地域であると見込まれています。

佐倉・根郷地域は、志津・ユーカーが丘地域に次いで人口が多く、(54,129人)、高齢化率が低く(32.1%)なっていますが、総面積に対する人口密度、宅地面積に対する人口密度とも比較的的低く、比較的ゆとりある宅地が形成されていると考えられます。

臼井・千代田地域は、高齢化率(33.2%)や将来人口変化率(-17.3%)が比較的高い地域です。一方、総面積に対する人口密度、宅地面積に対する人口密度は比較的高く宅地化は比較的進んでいる地域となっています。

和田・弥富地域は、人口(3,305人)、総面積に対する人口密度(1.0人/ha)、宅地面積に対する人口密度(15.2人/ha)などが最も低く、都市化が進んでいない農村地域です。高齢化率(40.5%)や将来人口変化率(-27.1%)が最も大きくなっており、将来的な集落の維持等が懸念される地域です。

	R2人口				総面積に対する人口密度(人/ha)	宅地面積に対する人口密度(人/ha)	将来人口(R12)	将来人口変化率
	年少人口(15歳未満)	生産年齢人口(15~64歳)	老年人口(65歳以上)	計				
佐倉市全体	19,438	99,859	55,398	174,695	16.8	85.5	160,266	-8.3%
	11.1%	57.2%	31.7%	100.0%				
佐倉・根郷地域	5,638	31,100	17,391	54,129	14.6	67.7	49,537	-8.5%
	10.4%	57.5%	32.1%	100.0%				
臼井・千代田地域	4,294	23,015	13,584	40,893	27.9	101.3	33,816	-17.3%
	10.5%	56.3%	33.2%	100.0%				
志津・ユーカーが丘地域	9,272	44,013	23,083	76,368	39.3	122.8	74,504	-2.4%
	12.1%	57.6%	30.2%	100.0%				
和田・弥富地域	234	1,731	1,340	3,305	1.0	15.2	2,409	-27.1%
	7.1%	52.4%	40.5%	100.0%				

出典： R2人口：佐倉市人口ビジョンに示された住民基本台帳ベースの人口

総面積、宅地面積：第11回都市計画基礎調査【佐倉市】(令和3年度)

将来人口：佐倉市人口ビジョンに示された推計人口



## 将来人口推計

令和2年3月に策定された「第2期佐倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、「人口ビジョンに掲げた佐倉市の目標人口（令和22年（2040年）約15万4千人、令和42年（2060年）約12万8千人）を維持する」としています。

### (1)佐倉市の人口推計

- ・ 現状で推移すると仮定した基準ケースでは、2060年の人口は97,526人となる見込みです。総合戦略に基づく人口減少を抑制する施策を実施することで、2060年の人口は127,982人となり、現状で推移した場合と比べ、約3万人の押し上げ効果が期待できます。

図1:佐倉市の人口推計

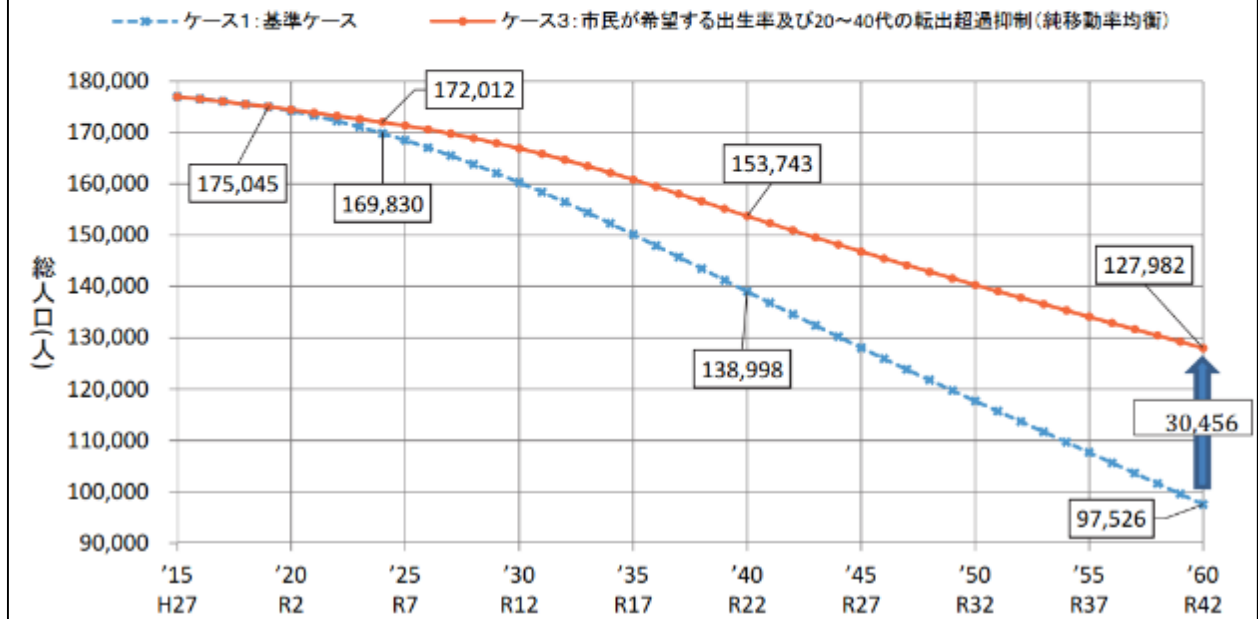


図 佐倉市の人口推計

出典:第2期佐倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略 令和2年3月

## (7) 市街地開発事業

佐倉市は、昭和 40 年代に約 4 万人であった人口が、約 17 万人まで増加しており、昭和 30 年代以降、増加する人口に対応し、多くの市街地開発事業が進められました。

市街地開発事業により多くの自然的土地利用が切り拓かれた一方、計画的な市街地形成が図られ、公園や緑地、緑化スペースが確保されました。

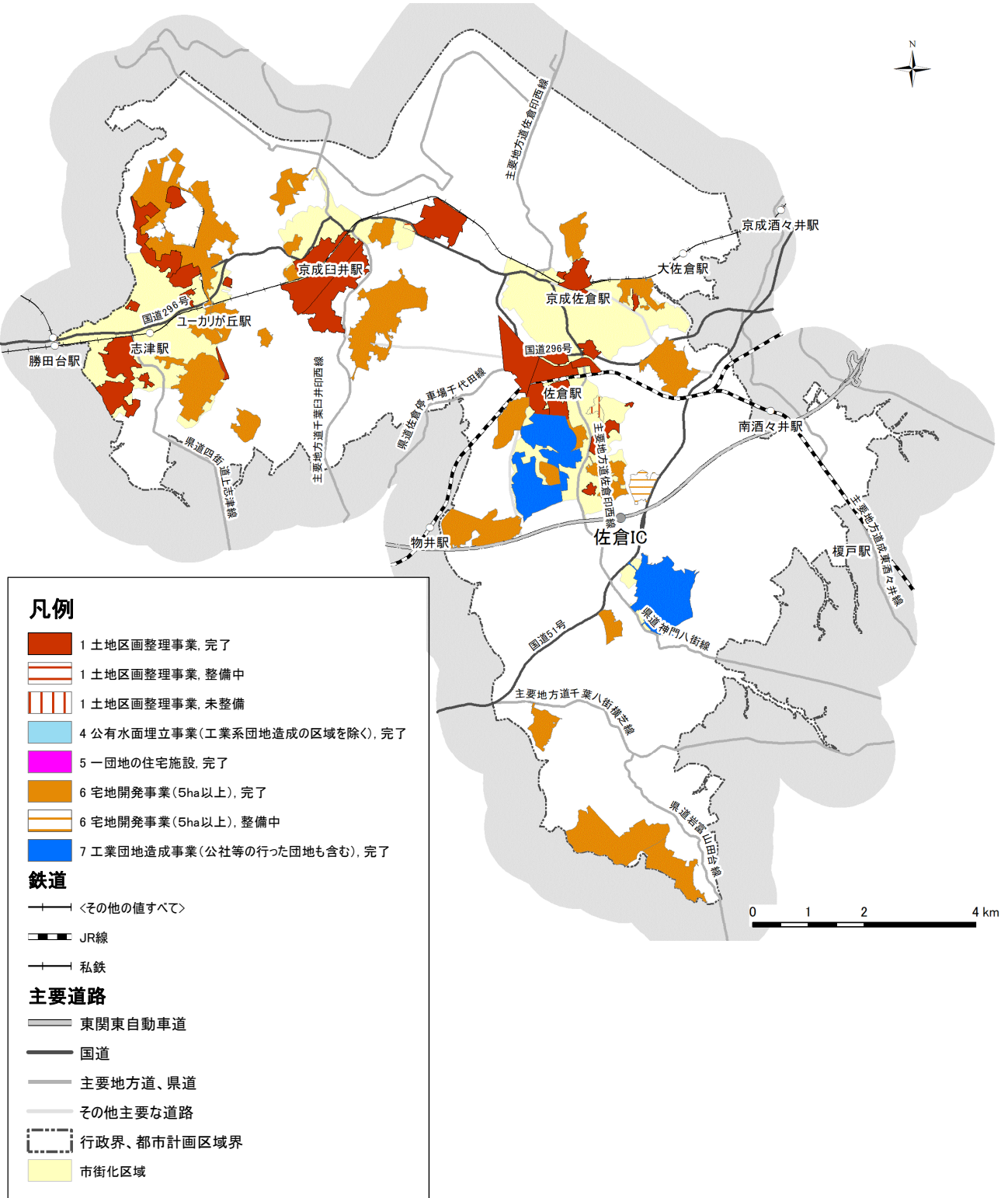


図 市街地開発事業の実施状況

出典:第 11 回都市計画基礎調査【佐倉市】(令和 3 年度)

## 1.2 佐倉市のみどりの概要

### (1) 本市を形成する特徴的なみどり

#### ●市街地の周辺に広がる豊かなみどり

本市は、水辺環境、谷津、農地などの自然的な土地利用が市域の60%を占めており、市街地内においても、佐倉城址公園をはじめとする公園や緑地、街路樹などの身近な自然を多く有しています。

これらの自然は、気候変動の対策に寄与するほか、環境保全機能やレクリエーション機能、景観形成機能など多面的な機能を有し、防災・減災や良好な都市環境の形成、都市の低炭素化に大きな役割を果たしています。

緑地の多くは民有林ですが、谷津田の斜面（背戸山）、自社林や屋敷林を中心として良好な植生が残されています。

#### ●印旛沼周辺の水辺空間を中心としたみどり

本市北部に位置する印旛沼周辺は、「県立印旛手賀沼自然公園」の一部となっており、水辺緑地とその背後に広がる水田、斜面樹林地などが連続し、多様な生物の生息地となっており、質の高い豊かな景観を形成しています。その一部には公園として「佐倉ふるさと広場」、その他沿岸には「印旛沼自転車道」が、樹林地には「佐倉市民の森」が整備され、市民が身近に生物や自然環境を感じられる空間として整備されています。

#### ●市民のレクリエーションや憩いの場となっている公園・緑地

市内には、計339箇所（公園290箇所、緑地49箇所）の都市公園・緑地が開設されており、市民が気軽に利用できるレクリエーションや憩いの場として利用されています。

#### ●印旛沼低地と谷津の水田地帯のみどり

鹿島川、高崎川、手繰川、小竹川などの市内を流れる河川は、複数の地域を結ぶ緑の軸となっており、台地の縁辺部には、斜面緑地が帯状に連なっています。

低地部には、耕地整理などにより整備された水田が広がり、その水田と斜面緑地の際に沿って集落が立地し、集落の生け垣や草花の植栽とも相まって本市の特徴ある水田地帯のみどりの環境を形成しています。

台地下の湧水と小川は、これまで生活用水・農業用水として大切に利用されてきました。現在では、水田と湧水、小川、斜面緑地で構成される「谷津」の空間は、印旛沼の水環境を支えるビオトープ空間として、多様な生物が生息する自然環境を保全しています。



自然の植生が残る佐倉城跡  
(佐倉城址公園・城内町)



印旛沼サイクリングロード



岩名運動公園



高崎川



鹿島川沿いの集落（飯野）

「(仮称) 佐倉西部自然公園」は、かつて本市の典型的な谷津田と斜面林が一体となった地域でしたが、開発事業の断念などの経緯を経て市が用地を取得し、「私たちがつくる21世紀の里山自然公園」を基本理念に、里山・谷津の景観を保全・再生すべく市民と協働で公園を整備する取り組みを進めています。



(仮称) 佐倉西部自然公園  
(下志津、畔田)

### ●下総台地の田園景観を形成する集落のみどり

下総台地上には、集落や農地（主に畑）、樹林地が広がり、農家住宅の屋敷林や生垣、集落ごとの寺社林や御神木などにより、里山を形成する田園景観と一体となった豊かなみどりが形成されています。



建物とみどりが調和した集落（坂戸）

### ●歴史文化資産と一体となった、旧城下町地区のみどり

本市は、太古から人々の生活が営まれてきた歴史ある地域で、近世には佐倉藩の城下町として発展したことを背景に、旧城下町地区（「佐倉市景観計画」に定められている景観拠点のひとつ）を中心に、佐倉城址や武家屋敷、旧堀田邸、佐倉順天堂記念館などの歴史文化資産が数多くあり、これらと一体となった景観を形成するみどりが維持管理されています。



旧堀田家住宅・庭園  
(国指定重要文化財・名勝)

### ●法や条例等により守られているみどり

本市には、法や条例等に基づくみどりとして、鐮木特別緑地保全地区のほか、生産緑地地区（15箇所）や名木・古木・樹林・草地等が市内各所で指定され、みどり豊かな景観を形成しています。

また、染井野地区では、住宅地としての良好な環境の形成及び維持増進を図ることを目的に、土地所有者と緑地協定を締結しています。



染井野地区

## (2) 緑被

令和元年 8 月時点の緑被面積は、都市計画区域全体（市全域）で約 6,991.2ha、緑被率は約 67.5%となっています。

地域別にみると、市街化区域が多く都市化が進んでいる志津・ユーカーリが丘地域の緑被率は最も低く 51.2%となっています。一方、市街化区域が少ない和田・弥富地域の緑被率が最も高く、約 83.7%となっています。

### <緑被率とは>

緑被率は、みどりの現状を量的に示す指標の一つとして、航空写真をもとに、「緑被地」を抽出しました。

市内すべての樹林地・農地・水面等を、土地利用の状況および航空写真から判別して計算しています。街路樹や個人宅の植栽等のみどり、花壇等も含んでいます。

表 緑被現況

	佐倉市都市計画 区域(=行政区域)	佐倉・根郷地域	白井・千代田地 域	志津・ユーカー リが丘地域	和田・弥富地域
総面積(ha)	10,359.0	3,865.8	1,673.7	2,009.9	2,809.6
緑被面積(ha)	6,991.2	2,571.4	1,039.1	1,028.9	2,351.8
緑被率	67.5%	66.5%	62.1%	51.2%	83.7%

	市全域										
	市街化区域			市街化調整区域			市全域				
	実面積	緑被面積	緑被率	実面積	緑被面積	緑被率	実面積	緑被面積	緑被率		
自然的 土地 利用	農地	田	0.6	0.6	100.0%	1,843.7	1,843.7	100.0%	1,844.3	1,844.3	100.0%
		畑	27.4	27.4	100.0%	1,085.0	1,085.0	100.0%	1,112.4	1,112.4	100.0%
		採草放牧地	0.0	0.0	-	0.0	0.0	-	0.0	0.0	-
		荒れ地、耕作放棄地等	13.3	13.3	100.0%	582.2	582.2	100.0%	595.5	595.5	100.0%
		山林	124.9	124.9	100.0%	1,978.3	1,978.3	100.0%	2,103.2	2,103.2	100.0%
		水面	43.5	43.5	100.0%	368.2	368.2	100.0%	411.7	411.7	100.0%
		その他自然	7.1	7.1	100.0%	79.2	79.2	100.0%	86.3	86.3	100.0%
	小計	216.8	216.8	100.0%	5,936.6	5,936.6	100.0%	6,153.4	6,153.4	100.0%	
都市的 土地 利用	住宅用地		1,036.3	158.5	15.3%	549.0	174.7	31.8%	1,585.3	333.2	21.0%
	商業用地		121.9	7.0	5.7%	53.6	7.2	13.4%	175.5	14.2	8.1%
	工業用地		187.3	19.4	10.4%	92.2	13.7	14.9%	279.5	33.1	11.8%
	運輸施設用地		28.6	2.6	9.1%	31.0	2.9	9.4%	59.6	5.5	9.2%
	公共施設用地		11.1	1.4	12.6%	29.7	7.0	23.6%	40.8	8.4	20.6%
	文教・厚生用地		164.5	30.4	18.5%	164.2	42.7	26.0%	328.7	73.1	22.2%
	オープンスペース		111.2	36.2	32.6%	121.5	62.3	51.3%	232.7	98.5	42.3%
	その他の空地		121.6	14.8	12.2%	482.9	108.0	22.4%	604.5	122.8	20.3%
	防衛用地		0.0	0.0	-	0.0	0.0	-	0.0	0.0	-
	道路用地		413.2	44.0	10.6%	440.0	97.2	22.1%	853.2	141.2	16.5%
	交通施設用地		21.4	3.3	15.4%	24.4	4.5	18.4%	45.8	7.8	17.0%
	小計		2,217.1	317.6	14.3%	1,988.5	520.2	26.2%	4,205.6	837.8	19.9%
	合計面積		2,433.9	534.4	22.0%	7,925.1	6,456.8	81.5%	10,359.0	6,991.2	67.5%

出典：緑被面積：「令和元年度佐倉市航空写真データ」(令和元年 8 月時点)

土地利用別実面積：第 11 回都市計画基礎調査【佐倉市】(令和 3 年度)

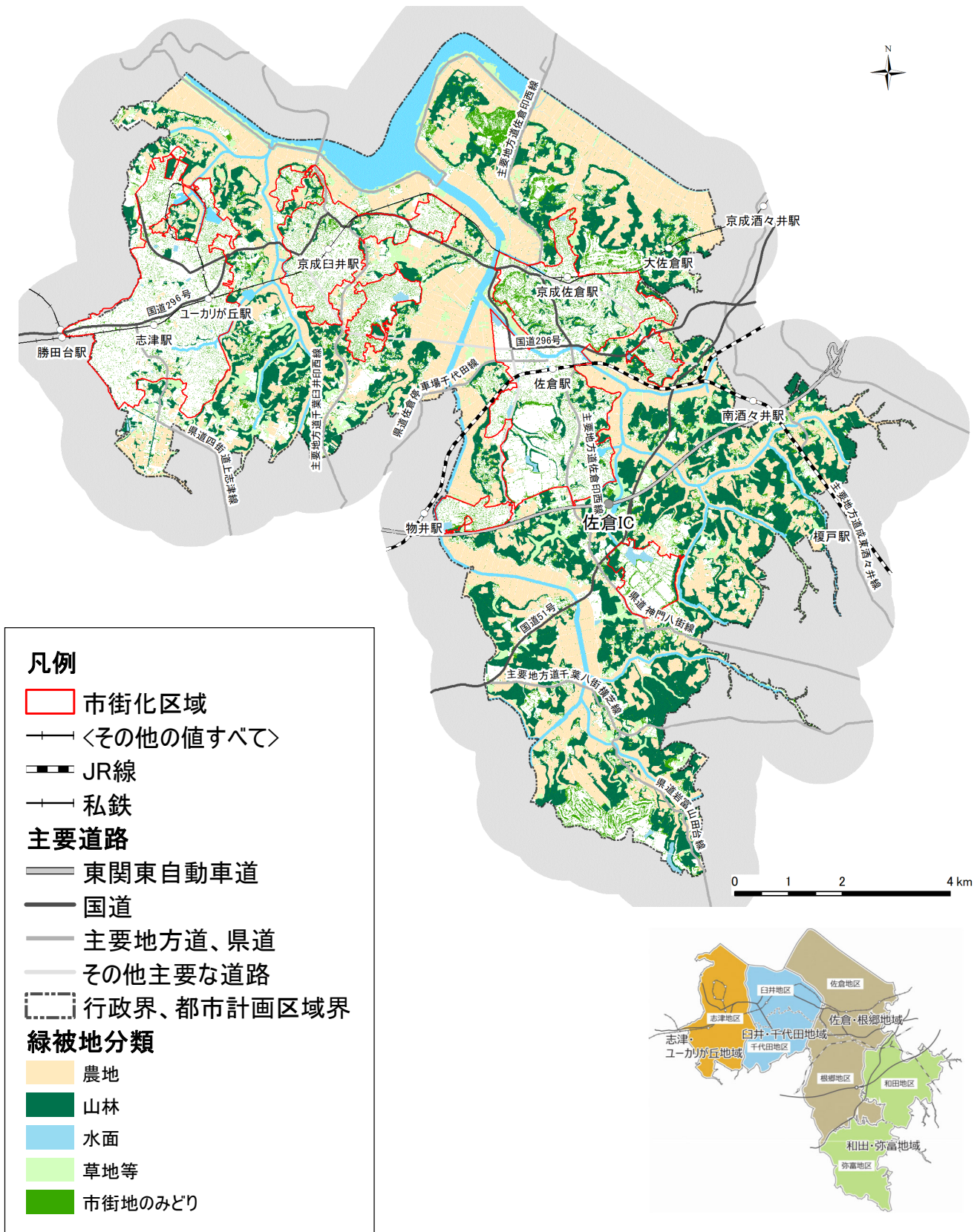


図 緑被現況図

出典：緑被面積：「令和元年度佐倉市航空写真データ」(令和元年8月時点)  
 土地利用別面積：第11回都市計画基礎調査【佐倉市】(令和3年度)

### (3) 公園・緑地

#### ① 公園・緑地の状況（総括表）

本市には、周辺住民が徒歩で訪れることができ、休養やレクリエーションの場としての利用を目的とする「住区基幹公園」が284箇所、「都市基幹公園」として、市内の住民全般が運動の場として利用することを目的とした公園（岩名運動公園、上座総合公園）が2箇所整備され、その他特殊公園（「歴史公園」：佐倉城址公園、臼井城址公園、「風致公園」：佐倉ふるさと広場、宿内公園）や都市緑地（計49箇所）を含め、人口1人あたりの公園面積は約8.76㎡となっています。

また、施設緑地、地域制緑地を含めた市内の緑地は、約4,425haとなっています。

表 公園・緑地等の状況総括表（令和4年6月末現在）

種類		種別	箇所数	面積 (ha)	
施設 緑地	都市公園	住区基幹公園	街区公園	273	55.14
			近隣公園	9	15.88
			地区公園	2	8.90
			住区基幹公園 計	284	79.92
		都市基幹公園	運動公園	1	19.60
			総合公園	1	9.90
			都市基幹公園 計	2	29.50
		特殊公園	風致公園	2	3.96
			歴史公園	2	26.32
			特殊公園 計	4	30.28
	公園 計			290	139.69
	都市緑地			48	16.10
	緑道			1	0.52
	緑地 計			49	16.62
都市公園 計			339	156.31	
(人口1人あたりの公園面積)				(8.76㎡/ha)	
公共施設 緑地	公共施設緑地		市民の森	1	0.70
			市民農園	3	2.57
			街路樹		141.20
			その他（公共施設の植栽地、民間施設（一般に開放）の植栽地）		199.30
	公共施設緑地 計				343.76
施設緑地 計				500.07	
地域 制 緑地	法や条例等によるもの		特別緑地保全地区	1	1.90
			生産緑地地区	15	3.74
			農業振興地域農用地区域		1,975.00
			河川区域		543.59
			地域森林計画対象民有林		1,880.90
			緑地協定	17	56.00
			保存樹林	85	9.23
地域制緑地（重複分削除） 計				4,269.24	
緑地（地域制・施設緑地間の重複分削除） 計				4,424.74	

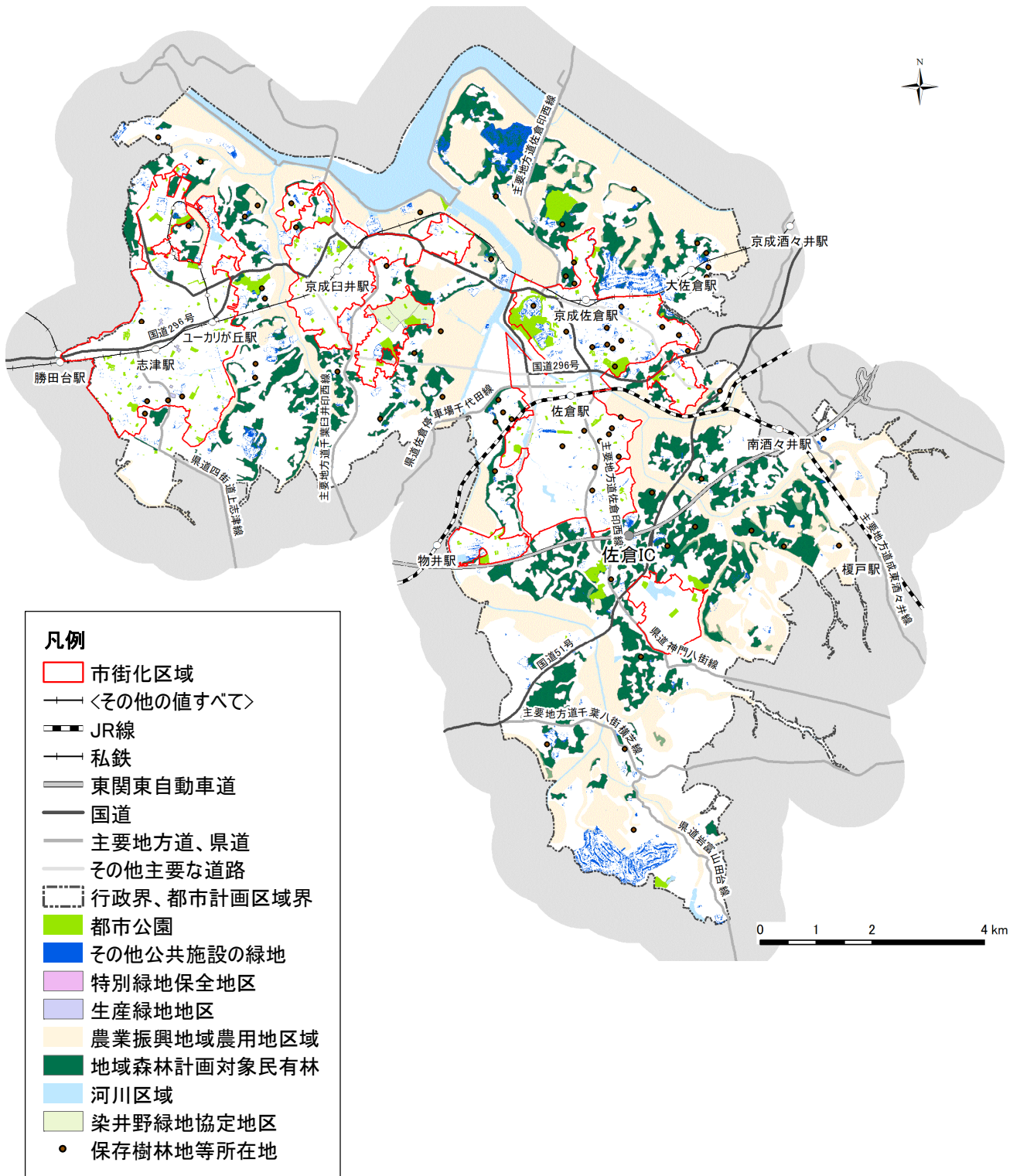


図 公園・緑地等の状況総括図



## ② 都市公園の状況

表 都市公園一覧表

単位：面積 (ha)

番号	種類	公園種目	箇所数	公園名	位置	面積 (ha)
1	住区基幹公園	街区公園	273 箇所			55.14
2		近隣公園	9 箇所	ユーカリが丘北公園	佐倉市宮ノ台 4 丁目 28	2.10
3				ユーカリが丘南公園	佐倉市ユーカリが丘 6 丁目 6	2.10
4				南志津公園	佐倉市西志津 8 丁目 2	2.00
5				山王公園	佐倉市山王 2 丁目	2.00
6				大崎台公園	佐倉市大崎台 5 丁目	1.70
7				白銀公園	佐倉市白銀 2 丁目 5	2.00
8				飯重 1 号近隣公園 通称「吉見台公園」	佐倉市染井野 7 丁目 20	1.20
9				西御門公園	佐倉市西御門	1.68
10				寺崎北公園	佐倉市寺崎北 6 丁目 2	1.10
11		地区公園	2 箇所	七井戸公園	佐倉市染井野 4 丁目 2	4.60
12				直弥公園	佐倉市天辺 418	4.30
13	都市基幹公園	運動公園	1 箇所	岩名運動公園	佐倉市岩名姿山	19.60
14		総合公園	1 箇所	上座総合公園	佐倉市上座 954	9.90
15	その他	歴史公園	2 箇所	佐倉城址公園	佐倉市城内町 官有無番地	23.52
16				臼井城址公園	佐倉市臼井字城之内	2.80
17		風致公園	2 箇所	佐倉ふるさと広場	佐倉市臼井田 2714	1.40
18				宿内公園	佐倉市臼井 809	2.56
19	緑道	1 箇所	ユーカリが丘緑道	千葉県佐倉市南ユーカリが丘	0.52	
20	都市緑地	48 箇所	諏訪尾余緑地 等		16.10	
合 計			339 箇所			156.31

出典：佐倉市 HP「都市公園等の現況」<https://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/koenryokuchika/14/1837.html>

表 都市公園等の種類

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で1箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離 500m の範囲内で1箇所当たり面積 2ha を標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 1km の範囲内で1箇所当たり面積 4ha を標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園(カントリーパーク)は、面積 4ha 以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積 50ha 以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模 1000ha を標準として配置する。
国営公園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当たり面積おおむね 300ha 以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあっては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を 0.05ha 以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10～20m を標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

注) 近隣住区=幹線街路等に囲まれたおおむね 1km 四方(面積 100ha)の居住単位

出典：国土交通省 公園とみどり

### ③ 公共施設緑地の状況

項目	説明	面積(ha)	
市民の森	佐倉草ぶえの丘の向かいにある、市民の憩いの森。 鳥や昆虫が多く住む雑木林は森林浴にも最適。 旧増田家住宅を移築しており、中を見学することもできます。 (産業振興部農政課)	0.70	
市民農園	佐倉市では、地産地消及び農業についての理解を深めるとともに、都市部と農村部との地域間交流の機会を創出し、地域の活性化を図るため、3か所の市民農園を開設しています。 市民農園での農作業をとおして、農作物を生産する楽しみと収穫の喜びが味わえます。 (産業振興部農政課)	2.57	
街路樹	臼井駅や志津駅に近接した幹線道路の一部をはじめ、多くの路線で、街路樹が整備され、うるおいのある沿道景観が形成されています。街路樹により、市街地の景観形成が図られるとともに、車の排気ガスの浄化や交通騒音の軽減、歩行者の安全確保が図られます。 (土木部道路維持課) <緑地面積の算定方法> 航空写真より今回調査した緑被地と、第11回都市計画基礎調査の土地利用現況調査における道路用地の重複部分	141.20	
公共施設緑地	「公共施設緑地」：都市公園以外の公有地、又は公的な管理がなされており、公園緑地に準ずる機能を持つ施設。→児童遊園、公立の小・中・高等学校、公民館、市営のグラウンド等 「民間施設緑地」：民有地で公園緑地に準ずる機能を持つ施設(一般に公開されている施設)。→公開空地、社寺境内地、ゴルフ練習場等の緑地・植栽地等	<緑地面積の算定方法> 航空写真より今回調査した緑被地と、第11回都市計画基礎調査の土地利用現況調査における「公共施設用地」「文教・厚生用地」「オープンスペース」「その他の空地①」の重複部分	199.30
合 計		343.76	

#### ④ 地域制緑地の状況

項目	説明	面積(ha)
特別緑地保全地区	都市緑地法に基づき、豊かな緑を未来へ継承するために、都市において良好な自然的環境を形成している緑地を指定するものです。 本市では、「鐺木特別緑地保全地区」1箇所が指定されています。	1.90
生産緑地地区	生産緑地法に基づき、市街化区域内の農地で、良好な生活環境の確保に効用があり、公共施設等の敷地として適している農地を指定するものです。 本市では、「大蛇町生産緑地地区」など15箇所が指定されています。	3.74
農業振興地域 農用地区域	農業振興地域整備法に基づき、土地改良事業がなされたなどの生産性の高い農地で、農業上の利用を確保すべきものとして指定された区域です。 本市では、「佐倉市農業振興地域整備計画」に基づき、農用地区域が指定されています。	1,975.00
河川区域	河川法に基づき、洪水など災害の発生を防止するために必要な区域を指定するものです。基本的に、一級河川・二級河川の右岸堤防～左岸堤防の法尻までが河川区域に指定されます。	543.59
地域森林計画 対象民有林	森林法第に基づき、都道府県知事が5年ごとに10年を1期としてたてる地域森林計画の対象となる民有林です。民有林には、個人や法人が所有する私有林の他、都道府県や市町村が所有する公有林も含まれます。本市では、「佐倉市森林整備計画」に基づき、農用地区域が指定されています。なお、本市には国が所有する「国有林」や「保安林」はありません。	1,880.90
緑地協定	都市緑地法に基づき、土地所有者等がお互いに自分たちの住む街を良好な環境としていくために、関係者全員の合意によって区域を設定し、緑地の保全または緑化に関する協定を締結し、市が認可するものです。本市では「染井野地区」において緑地協定が締結されています。	56.00
保存樹林	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律に基づき、地域で親しまれてきた老木や名木、あるいは良好な自然環境を残す樹林などを指定し保存するものです。 本市では、「太田麻賀多神社境内木」など85箇所が指定されています。	9.23
合 計（重複分削除）		4,269.24